

周南市緑地基本計画改訂(案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	P2 1.計画改定の前提 1.2 計画対象地	計画対象地は、平成 25 年 3 月に策定した計画と同様に、周南緑地のうち、スポーツ・レクリエーション及び防災拠点機能を有する中央緑地及び東緑地一帯とします。」との事ですが、それ以外の地域＝周南緑地の約3-4割はどうかされるのでしょうか。 「周南緑地基本計画改訂(案)」と言うのに、約3-4割については基本計画の策定も無く放置されるのでしょうか。であればその理由を、別途施策作成されるのならその旨、当計画改訂(案)に明示必須と考えます。 前述内容追加の「計画改訂(案)」の作成・公開・意見募集が必須と考えます。それが出来ないならば「計画改訂(案)」に理由を明示願います。	周南緑地の内、西緑地・遠石緑地・横浜緑地についてはそれぞれ異なる特色を有しています。 現基本計画においても西緑地については自然・交流ゾーンとして位置付けていますので、それがわかるような表記に修正いたします。なお、別途計画を策定の具体的な予定はございませんが、計画策定の際には、本計画と整合を図った上で、市民の皆様の見解等を踏まえたものにしたいと考えています。
2	P6 3.周南緑地の現状 3.1 施設の概況	「表 3-1 スポーツ施設及び園地の概要」ですが、元号表記の開設年月では「どの程度の年数経過しているか」の把握が困難です。経過年数記述追加願います。	誰もがよりわかりやすい表現となるよう、原則、和暦・西暦の両表記で対応させていただきます。
3	P7 3.周南緑地の現状 3.2 利用者数	「スポーツ施設の利用実績」「公園の利用者数」の記述ありますが、利用実績・利用者数の推移のデータは無いのでしょうか。施設等の運営運用計画には利用状況推移の把握が必須と考えます。推移データ提示を、もし現状当該データが存在しないならば当該計画期間20年中比較可能データの収集を御願致します。	体育施設についてはおおむね同様の数値で推移しています。この件については、市のホームページにて体育施設に関する施設分類計画や指定管理者の報告書としてデータが公表されていますので、そちらで確認していただければと存じます。なお、今後はより具体的な利用者を把握するために、一定期間の中で測定し比較していく計画としています。公園利用者数については、この度、初めて具体的な測定を行ったところです。
4	P7 3.周南緑地の現状 3.2 利用者数	「スポーツ施設を除く年間の利用者数は約 50 万人と推計」とのことですが、利用者数定義を明示願います。	今回の基本計画策定に向けた調査の中で主要な出入口(5か所)において人員を配置し、9時から17時までの来園・退園の人数・方法等を測定しています。そこから使用許可等が必要になり具体的な利用人数が把握できる体育施設利用者数を差し引いた人数を基準に推定しています。
5	P11 5.周南緑地へのニーズ 5.1 周辺住民ニーズ	「WEB アンケート調査」の表記となっておりますが、「結果の概要」の記述のみであり、収集方法不明・市民10万人超の市行政計画に回答数百人＝市民人数に対して1%以下のアンケート内容をそのまま反映するのは不適切と考えます。まず「WEB アンケート調査」の詳細の当計画改訂(案)への明示必須と考えます。 前述内容追加の「計画改訂(案)」の作成・公開・意見募集が必須と考えます。それが出来ないならば理由を「計画改訂(案)」に明示願います。 市行政計画についての回答数百人＝市民人数に対して1%以下のアンケート内容を過剰に重視しない行政施策策定を御願致します。	今回集計したエリアの周南・下松・光の3市から490件の回答数は統計的な信頼度95%以上(3市人口を21.5万人とした場合。なお、この条件で信頼度95%を得るために必要な回答数は384件)となり、過大な誤差があるとは想定していません。また、周南緑地は広域的な施設として他市も含めてアンケートをとる方法を模索した結果としてWEBアンケートという方法で実施しています。なお、全体に対しての意見募集としてパブリック・コメントを行っていますので、パブリック・コメントを受けて検討すべき意見があれば反映したいと考えています。
6	P13 5.周南緑地へのニーズ 5.2 地域関係団体等のニーズ	「地域関係団体のニーズを明らかにするため、市内で各種活動に取り組んでいる団体(スポーツ、子育て、まちづくり関係等の 16 団体)を対象として、アンケート調査を実施しました。」とのことですが記載が「結果の概要」の記述のみであり、まず「アンケート調査」の詳細の当計画改訂(案)への明示必須と考えます。前述内容追加の「計画改訂(案)」の作成・公開・意見募集が必須と考えます。それが出来ないならば理由を「計画改訂(案)」に明示願います。	この箇所のアンケートの内容については公園利用者ではなく、公園の中で公園利用者の活動ができると思われる団体等にアンケートを行っており、活動の内容には団体等のノウハウ等も含まれるため、具体的な公表は控え、概要版のみとさせていただきます。

周南市緑地基本計画改訂(案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
7	P14 6.基本的な考え方 6.1 基本理念	「既存ストックを有効に活用」「周南緑地のストック効果をこれまで以上に多様な分野に活かす」との記述ありますがここまでの記述に周南緑地の「既存ストック」の記述見当たりません。活用すべき「既存ストック」の明示無しに「を活かす」とする施策に意味を見出せません。施策再検討を御願致します。前述内容で再作成の「計画改訂(案)」の作成・公開・意見募集が必須と考えます。それが出来ないならば理由を「計画改訂(案)」に明示願います。	別添の用語解説において「ストック効果」の説明をしております。また既存の周南緑地の現状についてはP6以降に示させていただいていることから、再作成の必要性はないものと考えています。
8	P15 6.基本的な考え方 6.1 基本方針	「災害時の避難・活動機能等の防災機能の充実により、地域の人々の快適・安心・安全を支える公園づくりを行います。」とありますが当文章では「安心・安全を支える」内容のみであり「快適」は含まれないと思います(「快適」については前文で記述していると思います)。文面再度御検討頂けましたなら幸いです。	ご指摘のいただきました文章の前段に「まちと自然が調和した快適な都市空間の形成」の記載により快適性を表現しておりますが、文頭に「加えて」等を追記し、前段の文章とのつながりがわかるような表現に修正いたします。
9	P15 6.基本的な考え方 6.1 基本方針	「SDGsの目標達成やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現など、持続可能なライフスタイルの周知の場としての機能を高めます。」とありますが、緑地が「周知の場」だけ、と思われるような記述に感じます。本来、緑地は当該内容の「周知と実現の場」、だと思いません。具体的にどう記述すればよいのかは何とも言えないのですが、文面再度御検討頂けましたなら幸いです。	ご指摘のとおりかと存じますが、本件については、世界的な課題ということもあるため表現については「寄与及び実現の場」と修正させていただきます。
10	P16 7.基本計画 7.1 将来像の実現に向けた施策の体系	方針①の記述の中に、P15「6.3 基本方針」に記述のある「する・みる・ささえる」の中の「ささえる」についての具体的な記述/施策が乏しい/見当たらない、と感じます。当該施策の記述追加御検討願います。	「ささえる」については実際に利用者のために活動を行う方やその基盤を整える方のことを想定しています。その考え方についてはP21で整理させていただいていますが、文中に注釈(※)を記載するなど、わかりやすい表現となるよう修正いたします。
11	P16 7.基本計画 7.1 将来像の実現に向けた施策の体系	「公園の新しい発想の使い方の実証実験」とありますが、当件のみ「実証実験」とする必要がありますでしょうか。この記述ですと「当件は実験まで」と捉えられかねません。「試行・推進」「検討・実行」「検討・推進」等ほかに適切な表現あると思います。文面再度御検討頂けましたなら幸いです。	デジタル化に対応することを主な内容として想定していましたが、ご指摘のとおりかと存じますので表現を修正いたします。
12	P16 7.基本計画 7.1 将来像の実現に向けた施策の体系	「多様な世代が学べる交通安全拠点の充実」の記述ありますがここで突然P15の「6.3 基本方針」には無い「交通安全(拠点)」という表現が登場しております。当緑地の「交通安全拠点」としての一面は、その前の文章の「公園の特徴」「ポテンシャル」の中の一つであり、交通施設があるとしても別途取り上げるのは不適切、又、もし取り上げるにしても方針②ではなく方針③に含まれるもの、と感じます。記載文章・記載箇所再度御検討頂けましたなら幸いです。	P15では大きな総論を、P16では施策について記載しており、その中で交通公園について触れております。方針3の「安全」については防災拠点としての位置づけが大きいため、交通に関する事項を学ぶ場としての位置づけとしては方針2が適切であると考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
13	P16 7.基本計画 7.1 将来像の実現に向けた施策の体系	方針③の記述に、P15の「6.3 基本方針」の「方針③」に記述のある「SDGsの目標達成やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現など、持続可能なライフスタイル」についての記述が見当たらないのはなぜでしょうか。P15「基本方針」で触れた内容は不足なくP16「施策の体系」(と以降の「施策の内容」)に盛り込むのが必須と考えます。「施策の体系」にP15「6.3 基本方針」に盛り込んでおります「SDGsの目標達成やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現など、持続可能なライフスタイル」について、「施策の体系」「施策の内容」に記述を追加した「計画改訂(案)」の作成・公開・意見募集が必須、と考えます。それが出来ないならば理由を当「計画改訂(案)」に明示願います。	いずれのご指摘も周南緑地に限らず全市的に取り組む課題かと考えております。このことについてはグリーンインフラという考え方の中で複数箇所において整理・表現しておりますので、再度の計画改訂(案)の作成の必要はないものと考えております。なお、よりわかりやすい表現となるようP19の方針③の施策欄の記載の表現を修正いたします。

周南市緑地基本計画改訂(案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
14	P17 7.基本計画 7.2 施策の内容	「サービスの提供」には、指導員等の専門家・技能者の育成＝ソフト面ですがある意味ハード面の対応も必要ははずですが、「＜ハード整備の取り組み例＞」にその点の記述見当たりません。(設備が整うだけでは参加者利用者は増えないと思います。＜その他事業(民間的事業含む)の取り組み例＞に一部「サービス提供」「プログラム提供」の記述ありますが、技能ある人員の確保育成の記述に乏しいと感じます。)施策への追加御検討宜しく御願致します。	意見10のとおりです。
15	P17 7.基本計画 7.2 施策の内容	「周南緑地が拠点」「周南緑地を拠点とする」だけでない施策/企画/催しの設定を御願致します。 …「周南緑地で企画/催し」-「参加者は周南緑地に(自家用車等で)来て去る(だけ)」ではその後の発展がない/乏しい、と感じます。	ご意見のとおり、まちづくりとして今後の発展が重要かと考えており、他の施設を含めてその後の進展も図られるよう、方針②の施策の中で「周辺の施設やまちづくりとの連携によるエリアマネジメントの推進」を位置付けております。
16	P17 7.基本計画 7.2 施策の内容	イベント/企画/催しについてはP17での意見と同様、「周南緑地が拠点」「周南緑地を拠点とする」だけでない、また方針①＝「スポーツ起点」とも連動した施策/企画/催しの設定を御願致します。 …「周南緑地で企画/催し」-「参加者は周南緑地に(自家用車等で)来て去る(だけ)」ではその後の発展がない/乏しい、と感じます。	ご意見のとおり、まちづくりとして今後の発展が重要かと考えており、他の施設を含めてその後の進展も図られるよう、方針②の施策の中で「周辺の施設やまちづくりとの連携によるエリアマネジメントの推進」を位置付けております。
17	P17 7.基本計画 7.2 施策の内容	「公園のある暮らしの実現」を目指すのならば、「催し/イベントに関わらず訪れたい公園」を目指す、その為の広報の実施を御検討願います。	必要な広報については実施していきたいと考えております。具体的な方法については今後、検討・研究してまいります。
18	P19 7.基本計画 7.2 施策の内容	災害時に周南緑地を「支援活動拠点」とするのは医療・ケア・工事等物理的復旧等々々多岐にわたる行政・公益・企業・民間組織団体と想像致します。わざわざ「自衛隊等の」と記述する必要は無いと考えますが如何なものでしょうか。「自衛隊(等)」明示の必要があるとお考えならば理由を御説明宜しく願致します。	図7-6において、具体的に自衛隊が主に活動するエリアについて示しており、そのような理由からこのような表現にしております。ご意見のとおり、実際には様々な団体が活動を行うことにはなりますが、特定が困難なため「等」に集約させていただいております。
19	P19 7.基本計画 7.2 施策の内容	災害時に「拠点」「避難所」等となるのは「総合スポーツセンター」ではなく「周南緑地全体」と思います(図7-6でもその様な記載となっていると認識しております)。記述再検討を宜しく御願致します。	P20の図7-6に仮設住宅が必要になった場合の建設予定地も示されていますが、避難所については総合スポーツセンターが位置付けられていますのでこのような表現としております。
20	P19 7.基本計画 7.2 施策の内容	災害時の機能として、様々な施設の整備・充実が求められると思いますが、パーゴラや遊具なども防災時に機能を発揮するものもあると思う。 P19の＜安全・安心のイメージ＞により充実した内容が記載できないか。	ご意見のとおり、多様な機能の発揮が求められる可能性があるため、防災遊具等も含めて多角的な検討・整備が可能なら、表現を修正します。
21	P20 7.基本計画 7.2 施策の内容	「図7-6 安全・安心な暮らしを支える拠点 ※発災時の土地利用図(案)」は、当「基本計画改訂(案)」としての「案」なのでしょうか又は他計画等の「案」なのでしょうか。出所明示の上で、表記詳細可能なように別ページ全面掲示願います。	図7-6については周南市地域防災計画をはじめとする他の計画の内容に基づき本計画で定めたものになります。(案)としておりますのは、災害の種類や程度によっては想定どおりに活用できない可能性があるため(案)として位置付けています。図については参考資料として詳細が確認できるよう、整理し公表したいと考えています。

周南市緑地基本計画改訂(案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
22	P21 7.基本計画 7.3 整備及び運営のあり方	「整備及び運営のあり方」とのことで、当基本計画改訂(案)の主体は「行政を中心」と明示ありますが、進捗状況をどう検証確認把握していくのかの記述が見当たりません。少なくとも、進捗状況把握確認の期間(半年、一年。それ以上では行政計画として不適切と考えます)を明示願います。 前述「進捗状況把握確認」内容については市民に公開し意見募集をする旨明示願います。	進捗状況及びその検証確認等については、本計画のような公園全体としてではなく、個別の事業ごとに定めることのほうがより適切に検証が可能であると考えられるため、個別の事業ごとに把握していきたいと考えております。なお、整備については国の交付金等を活用して実施していくことを想定しております。これらの交付金の内容等については計画策定・変更の都度、公開していく予定です。また、管理・運営状況については指定管理者制度等の評価結果を毎年度公表しており、周知を図ることとしています。
23	P22 8.整備計画 8.1 整備計画イメージ図(将来像)	「整備計画イメージ図(将来像)」を掲載するのであれば、現状と比較するための「周南緑地現状」図を同一縮尺にて掲載願います。	P6に「周南緑地の現状」として航空写真を掲載していますので、そちらと見比べていただければと存じます。なお、同一縮尺の図については参考資料として同航空写真と対比が可能のように整理し公表したいと考えています。
24	全般	各所に「検討」「推進」「図る」「進める」といった表記多数見受けられ、具体的施策は今後の作成と認識しております。関係各所各人の意見を適切迅速に取り入れての施策作成を宜しく御願い致します。	本計画においても「柔軟に使える公園」を位置付けているなど、柔軟性が求められていると認識しています。その時々に応じて柔軟に使える公園となるよう、検討を進めたいと考えております。
25	全般	当案件、意見作成のためには本来P1他に記述あります国・県・市の関係法律・計画・施策や市の最上意計画も確認すべきと考えます。また個々の意見で述べておりますが記述・内容の不足不備多々あると感じております。その様な案件の意見募集を、1回のみ1ヶ月の期間と言う設定は短い/不適切と考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。(市のパブリック・コメントに関する条例(周南市民参画条例)では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。)市民=主権者からの、期間不足・資料不備不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)	本計画については、改正された国等の関係法令の内容に沿って令和3年3月に改訂した「緑の基本計画」(この内容についてもパブリック・コメントを実施)を踏まえているとともに、本計画も平成25(2013)年に策定した内容(ホームページで常時確認可能)を改訂するものとなっており、30ページ程度におさまるものとなっていることから条例に基づく期間として3か月という期間を設定しております。
26	全般	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ=市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。	意見募集の方法は条例に規定される2以上の方法で行っており、具体的には市のホームページ、市の広報紙への掲載、SNSでの発信、情報公開窓口で公開しております。
27	全般	前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたのか」(充分・不十分)の判断を明示願います。	誰しもが賛成する内容であれば意見がない場合も考えられますので、意見の多寡が必ずしも十分に広報がなされたかどうかの指標にはならないものと想定されます。意見募集の方法については条例に基づき行っているとともに、意見者数と内容については公表いたします。

周南市緑地基本計画改訂(案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
28	全般	別資料「用語の解説」は有難いです。説明実施語句、説明内容の再精査を御願い致します。 又、「本文での、説明必要な語句の使用」を減らすことも御検討願います。	精査の上、減らすことが可能なものについては対応いたします。
29	全般	「用語の解説」を設定するのであれば、本文中語句には「用語の解説」に説明があることが分かる様な対応を実施願います。(例(あくまで例)対象語句に下線をし、目次下方に「文中下線のある語句は別途「用語の解説」に説明の掲載があります」と付記する。)	下線を引くなど用語の解説に掲載されているかどうかわかるような表現となるよう修正いたします。
30	全般	パブリックコメント/意見募集実施の市施策(案)の資料中図表には全てに図番御対応(資料通しての附番、段落/章ごとの附番 等)宜しく御願い致します。	章ごとの附番となるよう整理いたします。
31	全般	本文・表・グラフ等で、年代表記がほぼ「元号のみ」となっており年代把握が困難になっております。年代表記を「西暦(元号)」あるいは「西暦のみ」に統一されます様御願います。出来ないならばその理由を明示願います。	意見2のとおりです。
32	全般	1.シニア向けの施設の充実を節に要望したい。 《特にグラウンド・ゴルフ&ペタンク等》 《理由》 ◎5000人に及び周南市老人クラブ関係会員の約10%が上記のスポーツに依存している。 ◎健康な街づくりに向けて、今回の緑地基本計画の中で考えていただきたい。 参考 グラウンド・ゴルフ愛好者、県内約7000人(県協会登録者2,900人)全国約270万人(日本協会登録者すう16万人) ※周南地区(周南市近隣地区)では愛好者は約2,200人に及び大会も年間216回開催されている。残念ながら施設の関係で、大きい大会を誘致できていないのが現状。是非、実現したい。 2.全国規模・県レベルの大会の会場としても不可欠である。 3.今回、グラウンドゴルフ大会に市長杯をご提供頂き、感謝申し上げます。会長も大変喜んでいました。意気が上がっているところであります。 市民の健康づくりに、生涯スポーツとして更に取り組んでいきたい。	生涯スポーツや大会の誘致等に関しては、P15以降に記載の本計画の基本方針のうち、主に方針①に取り組み内容が記載しております。また、この方針の主旨等を踏まえて、年間を通じて多様な利用ができるよう、陸上競技場やサッカー場の整備については人工芝の設置を整備の内容として整理しております。 このことについて、よりわかりやすい表現となるよう、P17の〈ハード整備の取り組み例〉において表現を修正いたします。

周南市緑地基本計画改訂(案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
33	その他	<p>①「周南緑地PFI整備」は決定事項かどうか。 ②決定事項であればいつどの様に決定したのか。 ③周南緑地基本計画改訂(案)ではPFIは選択肢の一つととれる記述ですがこれで正しいか。 ④もしPFI前提/決定事項であれば、いつどの様に決定となり、何故現在の「周南緑地基本計画改訂(案)」にはその旨記述が無いのか。 (PFI前提/決定事項であれば、いつどの様に決定となったのか「周南緑地基本計画改訂(案)」に明示必要ははずです。) ⑤「周南緑地PFI整備」は決定事項ではない、ならば、今後どの様に整備方法を決定するのか。 ⑥上記全て含めて何故今回当該内容新聞記事となったか。 上記全て調査確認内容明示の「周南緑地基本計画改訂(案)」を作成、再度意見募集実施が必須とえます。上記内容御対応不可ならばその理由明示願います。</p>	<p>①P1に「PFI等の公民連携手法を用いた施設整備や管理運営の検討を進めているところ です。」と記載のとおり、現在、導入に向けた検討を進めているところです。 ②①のとおりで検討を進めている段階です。 ③ご理解のとおりです。なお、公民連携手法は多様な方法が想定されるため必ずしも1公園につき1手法ではございません。 ④検討している旨についてP1に記載しております。 ⑤整備方法の今後の決定については、市議会による審議・予算の議決はもちろんですが、PFI方式を採用する場合の最終決定は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)による「特定事業の選定」において客観的な評価結果を公表し決定することになります。 ⑥新聞記事になった具体的な理由については市の掌握事項ではないため回答しかねます。 なお、再度意見募集の実施についてですが、特に①～④についてはパブリック・コメントで公表している改訂(案)に記載されている内容であり、PFI方式をはじめ公民連携手法は計画を具体化するための手法であるとともに、そのことについても改訂(案)P21に記載されているため、本計画を作成し再度の意見募集は行う必要はないものと考えております。</p>